

育児休業からの復職に伴う令和9年5月入所以降の申込み①②の流れ

申込条件



① **令和9年度内に**
育児休業から復帰する



② 下記のいずれかに**該当**する
・加古川市在住
・利用希望月の前月末までに加古川市へ転入予定

育児休業からの復帰に伴う5月以降の申込み①

育児休業に係る子どもについて、父・母等を通じて最初
に取得する育児休業の開始日が

令和9年1月15日以前である。

なおかつ令和9年1月15日までに書類の提出ができる。

※書類が揃う場合は1/16以降に育児休業を開始する方も申込可能

育児休業からの復帰に伴う5月以降の申込み②

申込み①以外の人



(令和9年1月16日以降に育児休業に入る方)

※育児休業が1/15までに開始する方は申込不可

申込期間



申込み①については
令和8年11月9日(月)～
令和9年1月15日(金)

※令和9年4月(2次受付)と一緒に選考します

申込み②については
令和9年2月1日(月)～
令和9年4月12日(月)

※令和9年5月(途中入所)と一緒に選考します
※市役所本館1階幼児保育課窓口以外での受付は
4月11日(日)までです。

【受付場所:市役所本館1階幼児保育課窓口、市内認可保育所等、各市民センター】



～「子どものための教育・保育給付支給認定証」交付(黄色の通知)～

申込み①については
令和9年2月中旬ごろ

申込み②については
令和9年4月中旬ごろ



～結果のお知らせ～

申込み①については
令和9年3月上旬ごろ

申込み②については
令和9年4月下旬ごろ

入所決定

※同封されている書類を確認し、入所が決定した保育所等から入所前の準備物、健康診断などの説明を受けてください。



入所保留

※結果通知の同封文を確認いただき、希望保育所等、就労や家庭の状況等に変更がある場合には、手続きを行ってください。

★次回の選考は利用希望月(途中入所)です。詳細はP.9をご確認ください。

【市内保育所等へ保育士として勤務予定の方へ】

保育士の子どもが優先的に入所できるように市内の保育所等と利用調整を行っています。詳細は勤務予定の各保育所等へお問い合わせください。